

石川労働局 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

～ 申告・納付は、6月3日(月)から7月10日(水)までです。～

本年度の労働保険年度更新申告書の受付については、下記の日時・場所において受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場にて申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

当日、都合がつかない場合には、別日の最寄りの会場へお越しいただくか、各労働基準監督署・石川労働局労働保険徴収室の窓口にて随時受付いたします。

◇年度更新申告書に関するお問い合わせ◇

年度更新コールセンター 0120-008-715 (受付時間:9時～17時まで(月～金曜日))

石川労働局 総務部 労働保険徴収室

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
電話番号 (076)265-4422

金沢労働基準監督署管内(管轄01)

日	時	場	所	対象地域
6月19日	10:00～15:30	鶴来総合文化会館クレイン	白山市七原町77	白山市 旧 鶴来町～ 旧 白峰村
6月20日		白山商工会議所	白山市西新町159-2	白山市 旧 美川町 旧 松任市
6月21日		津幡町文化会館シグナス	河北郡津幡町北中条3-1	かほく市 津幡町
7月3日	10:00～16:00	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1	金沢市 野々市市 内灘町
7月4日				
7月5日				
7月8日				
7月9日				
7月10日				
7月10日				
金沢労働基準監督署 〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 電話番号(076)292-7938・7939・7940				

七尾労働基準監督署管内(管轄03)

日	時	場	所	対象地域	
6月10日	10:00～15:00	七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2番	七尾市	
6月14日			ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市 中能登町
6月19日		七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2番	七尾市	
6月26日			ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市 中能登町
6月27日		志賀町文化ホール	羽咋郡志賀町高浜町力1-1	志賀町 (旧富来町)	
7月2日		七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2番	七尾市	
7月3日					
7月10日					
※ 本年度は旧富来町での集合受付を行いませんので、最寄りの会場をご利用いただきますようお願いします。					
七尾労働基準監督署 〒926-0852 七尾市小島町西部2番 電話番号 (0767)52-3294					

小松労働基準監督署管内(管轄02)

日	時	場	所	対象地域
6月11日	10:00～15:00	加賀地方合同庁舎 会議室(2階)	加賀市大聖寺菅生イ78-3	加賀市
6月12日		小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階)	小松市日の出町1丁目120番地	管内全域
6月20日		加賀地方合同庁舎 会議室(2階)	加賀市大聖寺菅生イ78-3	加賀市
6月26日		小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階)	小松市日の出町1丁目120番地	管内全域
6月27日		能美市辰口福祉会館	能美市辰口町ヌ10	能美市 川北町
7月3日		小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階)	小松市日の出町1丁目120番地	管内全域
7月4日		加賀地方合同庁舎 会議室(2階)	加賀市大聖寺菅生イ78-3	加賀市
7月9日		小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階)	小松市日の出町1丁目120番地	管内全域
7月10日				
小松労働基準監督署 〒923-0868 小松市日の出町1-120 電話番号 (0761)22-4317				

穴水労働基準監督署管内(管轄05)

日	時	場	所	対象地域
6月11日	10:00～15:00	輪島地方合同庁舎 4階共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3	輪島市
6月12日		穴水労働基準監督署 2階事務室	鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
6月19日	10:30～12:00	ハローワーク能登	鳳珠郡能登町宇字出津新港3-2-2	珠洲市 能登町
6月19日	14:00～15:30	輪島市役所 町野支所	輪島市町野町粟蔵川原田22	輪島市 町野町
6月20日	10:30～12:00	輪島市役所 門前総合支所	輪島市門前町走出6-69	輪島市 門前町
6月25日	10:00～15:00	輪島地方合同庁舎 4階共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3	輪島市
6月26日		穴水労働基準監督署 2階事務室	鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
穴水労働基準監督署 〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ84 電話番号 (0768)52-1140				

☆労働保険事務組合に係る申告書の受付は、指定された集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口でお願いします。

「働き方改革」を始めよう！

石川労働局

ご不明な点があれば
「労働時間・相談支援コーナー」
(左頁参照)がご説明します！

石川労働局 厚生労働省・中小企業庁

ちゃんと有給取らせてあげれば、仕事の配分が見直せる。
ちゃんと残業管理してみたら、業務のムダが見えてくる。
ちゃんと待遇を良くすれば、社員のやる気も湧いてくる。
そうしたら、ちゃんと業績も良くなって、社員の味も、ちゃんとするさ。

やってみる もんです。



中小企業も！ 働き方改革

2019年4月1日より順次施行

1 有給休暇年5日取得
2019年4月1日より施行

2 時間外労働の上限
中小企業は、2020年4月1日より施行

3 同一労働同一賃金
中小企業は、2021年4月1日より施行
労働者派遣法は2020年4月1日より施行

雇用ごとの労働条件や賃金、福利金などの見直し、育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。来所・電話・メールにより相談に応じます。

相談窓口をご利用ください！

労働時間相談 ・支援コーナー

【法律の相談】

労働基準監督署内に相談・支援を行う窓口として設置しており、「時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般」や「長時間労働の削減に向けた取組み」などのご相談に応じます。また、ご要望があれば訪問による相談も行っております。

【金沢】076-292-7933 【小松】0761-22-4231
【七尾】0767-52-3294 【六水】0768-52-1140



石川働き方改革 推進支援センター

【課題解決の支援】

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。来所・電話・メールにより相談に応じます。

（TEL）0120-319-339 （メール）roudou@ishikawakeikyo.or.jp



便利なハンドブックをご活用ください！

石川労働局では、働き方改革に取り組む際に役立つ情報を取りまとめた「いしかわ働き方支援ハンドブック」を作成しました。石川労働局ホームページからご覧ください。

<主な内容>

- ①相談窓口・問合せの案内
- ②働き方改革の取組事例
- ③支援制度（各種助成金等）

いしかわ働き方ハンドブック 検索



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。（URL）<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



「働き方改革」の前提として・・・

サブロク協定をご存知ですか？



時間外労働を行うには、あらかじめ、使用者と従業員の代表の方がサブロク（36）協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

○労働基準法で、労働時間は原則1日8時間、1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。

○「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）させる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結
- ・所轄の労働基準監督署への届出

が必要です。

○36協定を締結する際は、

- ・労働者の過半数で組織する労働組合、
- ・過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）

と、書面により協定を行ってください。

○「過半数代表者」の場合、次の事項を確認してください。

- ・管理監督者に該当しないこと
- ・選出に当たり全労働者が参加した民主的手続きが取られていること
- ・使用者の意向に基づいて選出された者ではないこと



時間外労働の上限規制が導入されます！ 2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

就業規則を作成していますか？



常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添えて労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

必ず記載しなければならないこと

- ① 始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等に関する事
- ② 賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- ③ 退職に関する事（解雇の事由を含む）

定めをした場合に記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関する事
- ② 賞与などに関する事
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事
- ④ 安全衛生に関する事
- ⑤ 職業訓練に関する事
- ⑥ 災害補償などに関する事
- ⑦ 表彰や制裁に関する事
- ⑧ その他全労働者に適用される事

年5日以上年休を取得させることが義務になります！ 業種・規模問わず2019年4月1日～

すべての労働者に年5日以上年次有給休暇（年休）を取得させなければなりません。

事業主が労働者の希望を聞き、取得時季を指定して年休を取得させる場合には、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。